

第3回受益者負担に関する検討部会 議事録（要約）

日時：平成20年1月11日（金） 午前9時45分～午前11時50分

場所：長野市役所第一庁舎8階 第二委員会室

出席者：委員6名

事務局

【主な審議結果】

- ・市が実施する事業の位置付け作業を完了。（今後、検討の過程で見直しも可能）
- ・位置付けた各事業については、類型化シートに「必需・義務（責任）」、「選択・裁量」を指標とする横軸を設けて再配置し、さらに近似の事業については、キーワードによりグループ化する。
- ・各事業（グループ）の受益者負担割合については、類型化シートを縦軸、横軸それぞれの要素の濃淡に応じて分割し、領域ごとに負担割合を設定する。（縦・横それぞれ4分割程度）
- ・各領域の負担割合の設定に当たっては、サービス提供に要する経費（コスト）を「施設運営費」、「施設整備費」に分け、分割した領域ごとにそれぞれの割合を決める。
- ・受益者負担に含まれるコストの範囲については、教材費・食費などの実費、講師謝礼などのサービス供給費用、職員人件費、施設費（減価償却費）など、各事業（グループ）ごとにどの範囲までを対象とするか決める。

【議事】

(1) 市が実施する事業の位置付けの検討（続き）

前回までの積み残し分

<p>青少年育成（例：子ども会育成・リーダー育成）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養成したリーダーが地域で活躍することで、社会としての受益も大きい。 ・「子育てサポーター養成」や「手話通訳者養成」に近く、上の（公費負担の多い）方ではないか。
<p>文化・芸術普及（例：出張コンサート） 音楽文化活性化事業（ホールコンサート）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のコンサート事業であれば相応の負担をいただくが、市では普及・啓発という目的から無料に近い形で実施している。 ・どちらかという、参加した個人に受益が留まる。 ・教育の関連として考えるなら、上の（公費負担の多い）方で良いと思う。 ・コンサートという趣旨で捉えるなら、一番下（受益者負担の多い方）となる。その後教育・啓発など目的によって上げていく、という考え方でどうか。
<p>緑化普及・森林保全（例：記念樹配布）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に残る部分も多いが、個人に配布した樹木で街全体の緑化が進むことで、第三者の利益も大きい。 ・受益者に利益が留まるとはいえ、環境に対する啓発効果が大きい ・記念樹配布は個人に多く受益があるため受益者負担を多くする方向で、その他の緑化事業は広く皆に見てもらふものということで、啓発的側面を重視して公費で負担するものとして整理してはどうか。
<p>スポーツ大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体等が主催する大会とは異なり、健康づくりの延長のような位置付けである。 ・啓発的な側面も強いが、参加者は限られる。 ・一生懸命頑張ってもらうために発表する場を用意する、という意味ではかなり啓発的であり、個人の競技とすれば一番下（受益者負担の多い方）である。目的によって異なる。 ・市の事業としてはより啓発的な意味合いが強いと考えて、基本的には上の（公費負担の多い）方の位置付けで、場合によっては多少負担をいただいてもよいのではないか。 ・市が主催することはいいと思うが、必要経費はいただいてもよいと思う。 ・運営費は市で見ても、傷害保険費用など若干の負担はいただいてもよいのではないか。

保健所一般クリニック	・診療点数によって費用を請求しているの、一番下（受益者負担の多い方）になる。
助産 入所サービス 派遣サービス 日常生活用具給付 緊急通報システム設置 訪問理美容サービス 高齢者福祉電話設置	これまで位置付けを行ってきたサービスとは違い、金銭の補填に近いサービスで、所得によって給付に差が出てくるもの。したがって統一的な受益者負担の基準設定は困難であり、ここまでの議論には馴染まないものであるの、位置付けからは除外する。（社会福祉部門で検討すべきもの）
移送サービス	人口規模が小さい中山間地等で、地区社協など地域の力で担うことができず、市が運営しているもの。（現在は大岡地区のみ。）掛かる費用によって考えていくべきもので、料金も応能負担となる福祉的要素が強いため、同様に今回の位置付けからは除外する。
ゲートボール施設整備	広場を整地するための砂を現物給付する事業であり、負担の議論が困難なため、同様に今回の位置付けからは除外する。

前回までに位置付けを行った事業で、再度確認を要するもの

児童館・児童センター	<p>（前回までの議論においては、「保育園よりは上（公費負担の多い方）」という位置付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からは、公費と利用者負担の割合を半々とする考え方が示されている。サービス内容を見ると危険防止や遊び場の提供など保育園と似ている面もあり、個人の責任でできるものでもあるので、公費と利用者負担の割合が半々となっている保育園とほぼ同じ位置付けでもよいと思われるがどうか。 ・近所や地域で子供を見てくれる社会になれば違うと思うが、安心して子育てができるようにするため、できれば公費を多くしてもらえればありがたい。 ・今回の位置付けは、金額そのものの大小ではなく、どのようなサービスについて公費と受益者の負担の割合をどうすべきか、というパーセントの話である。 ・基本的には児童館と保育園で差をつける必要はないように思う。 ・地区によっては児童館が狭くて利用できないところもある。保育園に入っている数よりも対象児童数は大きくなるはずなので、保育園よりは少し上でよいのではないか。 ・子供を見る責任を、保護者と行政でどのくらい分担するべきかで見ると、保育園は食事など自立できない年齢の子供を預かって、公費と利用者負担が半々である。それに比べて児童館は、基本的に自分で生活のできる子供であり、0歳から預かる保育園よりも行政の責任が減って、子供をしつける責任や自己責任など、親の負う責任が増えてくる、という考え方もある。 ・実際には、保育園はほぼ毎日通うのに対し、児童館は毎日通うとは限らず、利用の制限もない。保育園に対して利用負担があまりにも軽すぎるのではないか。「子育て支援」という括りでグループ化してもよいのではないか。
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準では、料金設定に土地の期待利回りが含まれていることから、民間の通常の賃貸住宅と同様の料金を徴収できる。 ・例えば市営住宅は、何も制約がなければ民間と同じフルに料金を課すべきだが、入居手続きの際に所得制限があり、所得によって料金が決まっていく。どのような前提で位置付けを見て行くべきなのか。例えば所得制限を取り外して考えるということか。 ・所得に応じた負担、また高齢者などの要件による減免などを加味してしまうと、みな真ん中（公費負担と受益者負担が半々）に近いところに集まってしまう。元々のサービスの性質からして負担がどうあるべきなのか考えた方が、整理しやすい。
廃棄物処理のうち、「し尿処理」	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容としては下水道とほぼ同じで、現状でも利用者負担の割合が高いことから、「ごみ処理」の部分と分けて位置付けてはどうか。

(2) 受益者負担を求めるコスト範囲の検討

<資料 2-1、資料 2-2 について>

事務局より、資料の説明。

- ・これまで行ってきた「公益的、私益的」、「個人的」などのキーワードによる縦の位置付けに加え、行政の責任の度合いを横軸として類型化シートを整理した上で、縦横の要素の濃淡によって受益者、税の負担の割合を段階的に設定してはどうか。(資料 2-1)
- ・負担割合の設定に際しては、まず縦横ともに複数の領域に区分したうえで、それぞれの領域について「施設管理費」及び「施設整備費」の濃淡をそれぞれ設定してはどうか。(資料 2-2)

(主な質疑)

(委員) 資料 2-2 で言うと、水道・下水道といったものが「100%」となっている表の左下に来て、図書館のようなものが「0%」の右上に来て、あとはその間にあるものがグルーピングされてそれぞれの領域に入ってくるというイメージでよいか。

(事務局) そのように整理してはどうかというもの。

(委員) 資料 2-1 で必需・義務、責任というキーワードが入ってきたが、これらの度合いは受益者負担に直結するものなのか。例えば義務が強いほど受益者の負担割合が低くなる、ということはあるのか。

(事務局) 他市ではそのような例もある。

(委員) 義務性を考えるときに、法的な規定がある場合は問題なく行政が負担していく、という意味も入ってくるのか。

(事務局) それも加味して整理し、お示ししたい。

(委員) 資料 2-2 の表では、縦は 4 分割である。位置付けの議論の中で「半々」となったものが配置しづらい。「0%」から「100%」までの間をどう区分するか、総体で 5 分割のほうが説明しやすいとも考えられる。

(事務局) 5 分割がよしいということになれば、それも可能である。各委員には次回の会議までにどのような分けがよいか、考えていただきたい。

<資料 2-3、資料 2-4 について>

事務局より、資料の説明。

- ・サービス事業、施設事業それぞれについて、サービスの内容等により経費のどの範囲まで受益者に負担していただくべきか、負担の範囲により分類できる。どんなサービスがどの範囲に該当するか検討いただきたい。(資料 2-3)
- ・制度上負担割合が定められているサービスについて、負担割合の考え方を図示したもので、これをもとに負担割合の比率を考えていただきたい。(資料 2-4)

(主な質疑)

(委員) 資料 2-2 は施設事業の雛形だったが、サービス事業については実費など別のものがあるのか。

(事務局) 考え方は同じようにご議論いただく形になると思うが、表の位置付けもまた決めていただきたい。

(委員) 資料 2-3 の黒い部分について、事業ごとにパーセントを決めていけばよいということか。

(事務局)フルコストのうち、資料 2-3 のようにどのような経費を対象とするかをまず考え、その上で対象経費の何%をいただくかを定めるという 2 段階で考えてはどうか。今の段階では、事業によって対象となるコストが違ってくるといふ点をご理解いただきたい。

(委員)負担割合は理解できたとしても、その割合で実際の金額が出てきたときに驚くものもあるのではないか。

(事務局)負担割合を決めていただければ、それに沿って金額をお示しし、乖離の状況なども見ていただきたいと考えている。

本日は基準の基本的な考え方をご理解いただき、次回は事務局で数字を入れたものもお示ししたい。同時に各委員もご検討いただきたい。

(委員)現状の経費などは今ある施設に基づいているものだが、新しい施設ができたときにはどう当てはめていくのか。

(事務局)個々の施設ごとではなく、「体育施設」といったようなグループによる位置付けになると思うので、新たな施設も近似の施設から類推して基準を適用していけばよいと考えている。

(委員)他市の決め方はどうか。もっと細かく決めているのか。

(事務局)他市でもだいたい今議論している 4 段階程度で、あまり細かくは出していない。しかし長野市では施設運営費と施設整備費に分けて考えているので、倍の選択肢があるということになる。建設費は最初から除外している都市もあるし、市民が適正な利用料金となる施設の整備グレードを認識できるよう、減価償却費も含めて検討しているところもある。ただしその場合は相対的に負担率が下がってしまう。考え方としてはどちらもある。利用率や稼働率の問題もあって、事業ごとに施設整備費を入れる、入れないを細かく見ていけば、より緻密な考え方ができる。

(委員)減価償却費を含めるかどうかは非常に重要で、同じ負担額でも減価償却費を入れて考えての 30% が入れないでの 50%かという違いは、考え方の基本として、将来的な意味も含めて重要であるので、きちんと決めなくてはいけない。そこで、「公益性」が重要な意味を持つことになる。入れないということは、税金による負担になる。施設費と運営費の 2 本で考えるとすれば、施設費が入るか入らないかで大きな違いがでる。

(事務局)そのあたりも踏まえて、数字を入れていっていただきたいというのが、次回の議論になる。

世代間で考えたときに、ある時点で施設が新しくなった場合、以後の使用料が上がってしまうのでは公平性が保てない。また各地区に同じ施設がある場合でも、地区によって新しいもの、古いものがあり、地区間の負担の平等性を優先すれば、運営費だけにしておけば平等となる。

以上